

外国人のための生活案内書

为外国人的生活指南

〔中国語版〕

〔中文版〕



大 田 原 市

目 次

1	はじめに	1
2	問合せをするとき	1
3	市役所への届出	3
4	税金	9
5	健康保険	13
6	介護保険	15
7	保育所	17
8	学校	21
9	ごみ	23
10	犬を飼うとき	25
11	火事・救急・救助	27
12	防災	29
13	主な公共施設	33

目 次

1	前言	2
2	想要咨询时	2
3	向市役所申报时	4
4	税款	10
5	健康保险	14
6	介护保险	16
7	保育园	18
8	学校	22
9	垃圾	24
10	饲养狗时	26
11	火灾・急救・救助	28
12	防灾	30
13	主要的公共设施	34

1 はじめに

このガイドブックは、外国人の方々が大田原市で暮らしていくために必要な情報を掲載しています。救急・防災情報、生活に関連すること、暮らしのために必要な手続きなどをまとめておりますので、お役立てください。

2 問合せをするとき

あなたが窓口などで問合せをするとき、日本語がわからないで困っているときがあると思います。そのようなときは、あなたの身の周りにいる日本語を話せる人をお願いしましょう。

また、栃木県には外国人のための相談窓口が設置されていますので、困ったことがあった場合は、相談してください。

●外国人のための相談窓口

名 称	電話番号	対応言語	相談内容・受付日時
とちぎ外国人相談 サポートセンター (栃木県国際交流協会)	028-627-3399	英語 ポルトガル語 スペイン語 ベトナム語 そのほか 7 言語	総合相談 火曜日～土曜日 9:00～16:00 ※曜日により対応言語が異なります。
			精神保健相談（要予約） 月 1 回 15:00～16:00 ※日時は電話で確認してください
			在留資格・ビザ相談（要予約） 第 2 水曜日 10:00～12:00 ※祝日の場合は第 4 水曜日
			法律相談（要予約） 第 1 火曜日 10:00～12:00 ※祝日の場合は第 3 火曜日
大田原国際交流会	0287-22-5353	英語 中国語	一般相談、生活 水曜日 10:00～16:00
外国人在留総合 インフォメーションセンター	0570-013904	言語は確認して ください。	入国手続・在留手続 平日 8:30～17:15

※相談の日や時間は変わることがあります。直接行く前に、必ず電話してください。

1 前言

这本生活指南，是为了让住在大田原市的每一位外国人能够安心的生活而记载了必要的生活信息和情报。有关生活的急救防灾信息，生活中需要办理的一些手续等都有登载，请随时利用。

2 想要咨询时

当您到咨询窗口去咨询时，因为日语不懂而感到困难的时候，那个时候您可以让您周围会讲日语的人来帮助您。

另外，栃木县设有专对外国人的咨询窗口，在您遇到困难时请利用。

●专对外国人的咨询窗口

名 称	电话号码	对应语言	咨询内容・受理日期和时间
栃木外国人咨询支援中心 (栃木县国际交流会)	028-627-3399	英语 葡萄牙语 西班牙语 越南语 等其他 7 种语言	综合咨询 星期二～星期六 9:00～16:00 ※根据是星期几，则窗口所对应的语言不同。
			精神保健咨询（要预约） 每月 1 次 15:00～16:00 ※日期和时间请电话确认
			在留资格・签证咨询（要预约） 第 2 个星期三 10:00～12:00 ※遇到节日时变为第 4 个星期三
			法律咨询（要预约） 第 1 个星期二 10:00～12:00 ※遇到节日时变为第 3 个星期二
大田原国际交流会	0287-22-5353	英语 中文	一般咨询、生活 星期三 10:00～16:00
外国人在留综合咨询中心	0570-013904	对应语言请确认	入国管理局手续・在留手续 平日 8:30～17:15

※咨询日期及时间有时候会变更，请一定在去之前电话联系一下。

3 市役所への届出

あなたが大田原市で暮らすには、いくつかの届出をする必要があります。
また、必要な証明書の交付や児童手当、医療費の助成などを受けることができます。

◎主な届出について

〔住民登録〕

日本に 3 か月以上滞在する外国人で、短期滞在や不法滞在者以外の外国人は、入国して住む場所が決まってから、14 日以内に居住地の市役所に在留カードを持参して住民登録をしなければなりません。

特別永住者の場合、住所以外にも氏名、国籍、在留資格に変更のあった場合は特別永住者証明書を持参して市役所に届出をしてください。

【問合せ先】市民生活部市民課 ☎0287-23-8752

〔引っ越しをする場合〕

大田原市から他市区町村へ引っ越す場合、事前に大田原市役所で転出届をして転出証明書を受け取り、新しい住所の市区町村へ転入後 14 日以内に、転出証明書と異動する方の在留カード又は特別永住者証明書を持参して転入届をしてください。

他市区町村から大田原市へ引っ越す場合、前住所地の市区町村で転出届をして、転出証明書を受け取り、大田原市へ転入後 14 日以内に、転出証明書と異動した方の在留カード又は特別永住者証明書を持参して大田原市役所市民課の窓口までお越しください。

大田原市内で引っ越しをする場合、転居後 14 日以内に大田原市役所市民課の窓口での届出が必要です。異動される方の在留カード又は特別永住者証明書をご持参ください。

【問合せ先】市民生活部市民課 ☎0287-23-8752

〔住民票〕

大田原市に住民登録をしている外国人は平成 24 年 7 月 9 日から外国人登録原票記載事項証明書に代わって日本人と同じ住民票の写しの交付を受けることができます。

本人確認できる書類（在留カードやマイナンバーカード）を持参して市役所までお越しください。

市役所に来ることができない場合は、郵便で請求することができます。詳しくは下記問合せ先までご連絡ください。

【問合せ先】市民生活部市民課 ☎0287-23-8752

〔マイナンバーカード〕

在留期限の更新（在留期間の更新）を行った場合、その情報は自動的にマイナンバーカードに反映されませんので、窓口で手続きを行ってください。

マイナンバーカードに記載されている有効期限までに延長の手続きをしないと、失効してしまいます。なお失効した場合、再発行の手続きには手数料がかかります。

【問合せ先】市民生活部市民課 ☎0287-23-8752

3 向市役所申报时

您在大田原市生活时，有一些必要的手续要进行申报登记。

另外，必要的证明书提交后就可以接受儿童补贴、医疗费补助等。

◎关于重要的申请

〔住民登录〕

如果要在日本逗留 3 个月以上，短期住在者和不法住在者以外的外国人，从进入日本国境住所决定开始，一定要在 14 天以内携带在留卡亲自去办理住民登录手续。

如果是特别永住者，除住址变动以外还有氏名、国籍、在留资格的变动时，请携带特别永住者证明书到市役所办理申报。

【咨询处】市民生活部市民课 ☎0287-23-8752

〔搬迁时〕

从大田原市搬迁到其他市村时，搬迁之前到大田原市役所办理迁出手续之后领取迁出证明书。搬迁到新的住址后，请在 14 天以内携带迁出证明书和调动人的在留卡或特别永住者证明书到住址所在的市村办理迁入手续。

从他市村搬迁到大田原市时，已到以前住址所在市村办理了迁出手续并且已领取迁出证明书。搬迁到大田原市之后，请在 14 天以内携带迁出证明书和调动者的在留卡或特别永住者证明书到大田原市役所市民课的窗口处办理迁入手续。

在大田原市内搬迁时，转居后 14 天以内必须到大田原市役所市民课窗口处申报。请携带好调动者的在留卡或特别永住者证明书。

【咨询处】市民生活部市民课 ☎0287-23-8752

〔住民票〕

从平成 24 年 7 月 9 日开始在大田原市登录的外国住民，可以领取到和日本人一样的住民票的副本，此副本就可以代替外国人登录原票记载事项证明书。

携带能够证明本人的证件（在留卡或个人编号卡）到市役所办理。

不能够到市役所来办理时可以通过邮递的方式来办理。详细的内容请向下记咨询处询问。

【咨询处】市民生活部市民课 ☎0287-23-8752

〔个人编号卡〕

在办理在留期限的更新（更新在留期间）手续时，该信息不会自动反映在个人编号卡上，因此需要本人前往窗口办理相应手续。

如果没有在个人编号卡上所记载的有效期限内办理延长手续，个人编号卡则会失效。另外失效后再次办理的话，将收取重新发行的手续费用。

【咨询处】市民生活部市民课 ☎0287-23-8752

【出生届】

こどもが生まれたときは、生まれてから 14 日以内に出生届を市役所に提出しなければなりません。この届出には、医師や助産師が発行する出生証明書が必要です。

【問合せ先】市民生活部市民課 ☎0287-23-8705

【妊娠届】

妊娠したときは、必ず病院で「妊娠届出書」をもらい、市役所に提出してください。「母子健康手帳」と「妊産婦健康診査受診票」「新生児聴覚検査受診票」「1 か月児健康診査受診票」を交付します。また、併せて妊産婦医療費助成受給資格者証を交付します。

【問合せ先】保健福祉部こども支援課 ☎0287-23-8634

※その他の届出

婚姻届、離婚届、死亡届、国籍取得届、帰化届、養子縁組届、養子離縁届、印鑑登録

【問合せ先】市民生活部市民課 ☎0287-23-8705

◎児童手当について

18 歳までの児童を養育している方は、手続きをしてください。手続きをしないと手当が受けられません。なお、請求者の健康保険、在留資格、請求者名義の口座の確認が必要になります。

●手当の支給額

対 象	支給額
3 歳未満（第 1、2 子）	月額 15,000 円
3 歳以上 18 歳まで（第 1、2 子）	月額 10,000 円
3 歳以上 18 歳まで（第 3 子以降）	月額 30,000 円

※第 1、2、3 子以降の考え方は、生まれた順番です。また、19 歳から 22 歳までの子がいる場合は、その子から第 1 子と数え始めます。

【問合せ先】保健福祉部こども支援課 ☎0287-23-8932

[出生申报]

在婴儿出生之日开始 14 天之内必须向市役所提交出生申报。办理此项申报时必须有医师或助产师开具的出生证明书。

【咨询处】市民生活部市民课 ☎0287-23-8705

[妊娠申报]

怀孕时必须到医院开具《妊娠证明书》，并提交给市役所。这样就可以领取到《母子保健手册》和《孕产妇健康检查就诊表》《新生儿听觉检查就诊表》《一个月婴儿健康检查就诊表》。另外，还可以领取到孕产妇医疗费补助领取资格者证。

【咨询处】保健福祉部儿童支援课 ☎0287-23-8634

※其他的申报

结婚申报、离婚申报、死亡申报、国籍领取申报、归化申报、领养子女申报、断绝养子女关系的申报、印章登录。

【咨询处】市民生活部市民课 ☎0287-23-8705

◎关于儿童补贴

抚养未满 18 岁儿童的人，请办理此手续。若不办理此项手续就不能领取儿童补贴。另外，办理的时候需要确认申请人的健康保险、在留资格、申请人名义的账户。

●补贴的支付额

对 象	支付额
3 岁以下（第一、第二个孩子）	每月 15,000 日元
3 岁以上至 18 岁（第一、第二个孩子）	每月 10,000 日元
3 岁以上至 18 岁（第三个孩子之后）	每月 30,000 日元

※第一、第二、第三个孩子之后出生的孩子的判断方法是按出生顺序。另外，对于抚养有 19 岁到 22 岁之间的孩子的情况，则这个孩子按第一个孩子开始算。

【咨询处】保健福祉部儿童支援课 ☎0287-23-8932

◎医療費助成制度について

医療機関にかかった場合の医療費を助成する制度です。申請書に医療費の領収書を添付し提出（受診後、1 年以内）をすると助成金が口座に振り込まれます。また、健康保険加入者が対象となり、助成を受けるためには次の登録手続きが必要です。

〔こども医療費助成〕

18 歳までのこどもが医療機関にかかった場合の医療費（保険診療のみ、食事療養費は除く）を保護者に助成する制度です。

こどもが加入している健康保険証（マイナ保険証、資格確認書等）と助成金を振り込む保護者名義の通帳等を持参してください。

※栃木県内の医療機関を受診される場合は、こども医療費受給資格者証と健康保険者証（マイナ保険証、資格確認書等）を提示すると保険診療分の医療費の支払いがなくなります。

〔妊産婦医療費助成〕

妊娠期間中に医療機関にかかった場合の医療費（保険診療のみ、食事療養費は除く）を妊産婦本人に助成する制度です。

受給期間は、母子健康手帳の交付を受けた月の初日から出産した月の翌月の末日までです。

母子健康手帳と現在加入している健康保険証（マイナ保険証、資格確認書等）、助成金を振り込む本人名義の通帳等を持参してください。

〔ひとり親家庭医療費助成〕

ひとり親家庭の親とこどもが対象で、こどもが 18 歳までに医療機関にかかった場合の医療費（保険診療のみ、食事療養費は除く）を親に助成する制度です。申請した月の初日から受給となります。

現在加入している健康保険証（マイナ保険証、資格確認書等）、助成金を振り込む親名義の通帳等を持参してください。このほかに、ひとり親家庭であることを証明できる書類（児童扶養手当受給資格者証、遺族年金証書等）が必要になります。

※所得制限等により該当しない場合もあります。

【問合せ先】保健福祉部こども支援課 ☎0287-23-8932

〔重度心身障害者医療費助成〕

心身に重度の障害のある方が、医療機関にかかった場合の医療費（保険診療のみ、食事療養費は除く）を障害者本人に助成する制度です。申請した月の初日から受給となります。ただし、後期高齢者医療保険加入者は食事療養費も助成の対象となります。

健康保険証（マイナ保険証、資格確認書等）と助成金を振り込む本人名義の通帳等を持参してください。このほかに、身体障害者手帳又は医師の診断書など障害の程度が証明できるものが必要になります。

※障害の程度や年齢によって条件が異なりますので、詳しくはお問合せください。

【問合せ先】保健福祉部福祉課 ☎0287-23-8921

◎关于医疗费补助制度

到医疗机构去看病时的医疗费补助制度。申请书提出时要把医疗费的收据（就诊后1年之内）一起提交，日后补助金将汇入到指定的帐户上。还有，医疗补助的对象是加入健康保险的人。为了能领取到补助金必须请您办理以下的手续。

[儿童医疗费补助]

此项补助是，未满18岁的孩子到医疗机构去看病时的医疗费（只是保险医疗范围内的金额，用餐费疗养费除外）将补发给家长。

办理手续时请携带孩子所加入的健康保险证（个人编号保险证、资格确认书等）和补助金汇入银行时指定家长名义的银行存折。

※在栃木县内的医疗机构就诊时，如果出示儿童医疗费领取资格者证和健康保险者证（个人编号保险证、资格确认书等）的话，就可以不必支付保险诊疗部分的医疗费。

[孕产妇的医疗费补助]

此项补助是怀孕期间在医疗机构所使用的医疗费（只是保险医疗范围内的金额，用餐费疗养费除外）将补助给孕妇本人。

领受期限是，从母子健康手册领到月份的第一天开始到出产月的下一个月的月末为止。

办理手续时请携带母子健康手册和现在加入的保险证（个人编号保险证、资格确认书等）、补助金汇入银行时本人名义的银行存折。

[单亲家庭医疗费补助]

对象是单亲家庭的父（母）子，孩子到18岁为止到医疗机构所用的医疗费（只是保险医疗范围内的金额，用餐费疗养费除外）将补助给单亲父（母）。申请提出月份的第一天开始领取。

请携带现在加入的健康保险证（个人编号保险证、资格确认书等）和补助金汇入银行时单亲父（母）名义的银行存折。另外还必须提示能够证明是单亲家庭的资料（儿童抚养补贴支付资格证和遗属年金证书等）。

※收入超过限度时就不符合领取资格。

【咨询处】保健福祉部儿童支援课 ☎0287-23-8932

[重度身心残疾者医疗费补助]

重度身心残疾者到医疗机构看病时所用的医疗费（只是保险医疗范围内的金额，用餐费疗养费除外）将补助给残疾者本人。申请提出月份的第一天开始领取。

但是，用餐费疗养费补助的对象是后期高龄人医疗保险加入者。

办理手续时请携带健康保险证（个人编号保险证、资格确认书等）和补助金汇入银行时本人名义的银行存折。在此之外还必须提示残疾人手册或是医师的诊断书等能够证明残疾程度的证明资料。

※根据残疾的程度年龄补助条件不同，详细内容请咨询。

【咨询处】保健福祉部福祉课 ☎0287-23-8921

4 税金

市の税金は、市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税があります。納税の通知が届いたら、必ず納期限内に納めましょう。

【市県民税について】

その年の1月1日現在で大田原市に住所があり、前年に一定以上の収入があった人に課税されます。市県民税は、前年の1月1日から12月31日までの収入や控除などの金額により決まります。

【問合せ先】経営管理部税務課市民税係 ☎0287-23-8725

【固定資産税・都市計画税について】

その年の1月1日現在で大田原市内に土地や建物など（固定資産）を持っている人に課税されます。固定資産税、都市計画税は、持っている固定資産の価格をもとにして決まります。

【問合せ先】土地に関すること 経営管理部税務課資産税土地係 ☎0287-23-8726

建物に関すること 経営管理部税務課資産税家屋係 ☎0287-23-8864

【軽自動車税について】

軽自動車税は、軽自動車を取得したときに課税される「軽自動車税環境性能割」と、その年の4月1日にバイクや軽自動車などを持っている人に課税される「軽自動車税種別割」があります。

登録、廃車、譲渡、転出などのときは届出をしてください。

【問合せ先】経営管理部税務課税制係 ☎0287-23-8785

【税金の納付について】

税金は、それぞれ納付する期限が決められています。なお、納付には次の方法があります。

- (1) 口座振替（納期限日に銀行などの口座から引き落とす方法）
- (2) 窓口納付（市役所や金融機関、コンビニエンスストアなどで現金で納付する方法）
- (3) スマートフォン決済アプリ（納付書のバーコードや二次元コードを読み取り、電子納付する方法）
- (4) クレジットカードやインターネットバンキングなど（「地方税お支払サイト」から二次元コードを読み取り、電子納付する方法）

「地方税お支払サイト（英語版・中国語版ガイド）」はこちら



【問合せ先】経営管理部税務課収納管理係 ☎0287-23-8639

4 税款

市的税款有市县民税、固定资产税・都市计划税、小型汽车税这几种。收到纳税通知后，请一定要在缴纳期限内缴纳。

[关于市县民税]

市县民税是对那一年的1月1日截止，住址在大田原市的、上一年有一定以上收入的人征收的赋税，是根据上一年从1月1日开始到12月31日为止的收入或扣除等的金额来决定。

【咨询处】 经营管理部税务课市民税担当 ☎0287-23-8725

[关于固定资产税・都市计划税]

固定资产税・都市计划税是对那一年的1月1日截止，在大田原市持有土地或建筑物等（固定资产）的人征收的赋税，是根据所持的固定资产的价格来决定。

【咨询处】 关于土地 经营管理部税务课资产税土地担当 ☎0287-23-8726

关于建筑物 经营管理部税务课资产税住宅担当 ☎0287-23-8864

[关于小型汽车税]

小型汽车税是指持有人取得小型汽车的所有权时被征收的“小型汽车环境性能税率”和那一年的4月1日对持有摩托车或小型汽车的人征收的“小型汽车税种类税率”。

登记、车辆报废、转让、迁出等时请申报。

【咨询处】 经营管理部税务课税制担当 ☎0287-23-8785

[关于税款的缴纳]

每种税款都规定有缴纳期限。另外，纳税方式有以下几种：

- (1) 银行转账（在缴纳期限内从银行等账户扣款的方式）
- (2) 窗口缴纳（在市政府或金融机构、便利店等用现金缴纳的方式）
- (3) 智能手机支付应用程序（通过读取缴纳单上的条形码或二维码进行电子缴纳的方式）
- (4) 信用卡或网上银行等（从「地方税支付网站」中读取二维码进行电子缴纳的方式）

「地方税支付网站（英文版・中文版指南）」如下



【咨询处】 经营管理部税务课收纳管理担当 ☎0287-23-8639

【税金の滞納について】

税金を納期限までに納付しないと、「督促状」（税金をすぐに納付してくださいとお知らせするハガキ）が届きます。また、納期限の翌日から支払った日までの期間に応じて「延滞金」（追加で払わないといけないお金）がかかることがあります。

事情があつて納期限までに納付できないときは、税務課に必ず相談してください。

【問合せ先】経営管理部税務課徴収対策係 ☎0287-23-8703

出国するときにまだ納付していない税金があるときは、一括納付をしてください。

また、本人の代わりに納税に関するすべての手続き（書類を受け取る、納付する、還付金を受け取るなど）を行う「納税管理人」の届け出が必要です。詳しくは税務課にお問合せください。

[关于税款的滞纳]

如果您未能在到缴纳截止日期内缴纳税款，您将收到“催缴函”（通知您立即缴纳税款的明信片）。另外，相应从缴纳截止日期的第二天起到缴纳之日的天数，可能会收取“滞纳金”（必须追加支付的额外金额）。

因故不能在缴纳期限内缴纳时，请务必咨询税务课。

【咨询处】经营管理部税务课征收对策担当 ☎0287-23-8703

出境时如果还有未缴纳的税款，请一次性缴纳。

此外，您还需要登记一名“税务代理人”，他将代表您处理所有与税务相关的手续（接收资料文件、纳税、领取退款等）。详细内容请咨询税务课。

5 健康保険

国民健康保険（国保）は、皆さんの健康を守る大切な制度です。病気やけがをしたときのために、高額な医療でも一部の負担で受けられるよう日頃から収入に応じてお金（税金）を出し合い、皆さんで助け合うことを目的としています。

【国民健康保険の加入について】

（1）国民健康保険に加入しなければならない方

原則として、大田原市に住民登録している方は国保に加入しなければなりません。ただし、次のいずれかに該当する方は国保に加入できません。

- ① 会社などの健康保険に加入している。
- ② 後期高齢者医療制度に加入している。
- ③ 生活保護を受けている。

（2）国民健康保険税について

国保に加入すると、国保税が課税されます。国保税の納税義務者は世帯主になります。世帯主が会社などの健康保険等に参加していても、その世帯に国保の方がいれば、世帯主に課税されます。加入された方は、必ず期日までに国保税を納付してください。口座振替も可能です。

（3）保険給付

●病気やけがをして、病院で治療を受けた場合

区 分		自己負担分	国民健康保険の給付分
小学校入学前		2 割	8 割
小学校入学後 70 歳未満		3 割	7 割
70 歳以上 75 歳未満の高齢者	現役並み所得者	3 割	7 割
	上記以外	2 割	8 割

（4）その他の給付

- ・被保険者が出産したとき → 一定額の出産育児一時金を支給
- ・被保険者が死亡したとき → 一定額の葬祭費を支給

【国民健康保険の離脱について】

次のような場合は、国保を離脱しなければなりませんので、離脱の日から 14 日以内に必ず届出をしてください。なお、届出のときには必ず保険証を返却してください。

（1）出国するとき

- ・再入国許可を得て出国するときは、そのまま加入していなければならないことがあります。窓口で相談してください。

（2）住民登録をほかの市区町村に移すとき

（3）会社などの健康保険に加入したとき

- ・会社などの資格確認書等（個人が特定できる情報（氏名・生年月日等）と会社などの健康保険に加入した日が分かる書類）を持参してください。

（4）生活保護を受けたとき

- ・生活保護開始決定通知書を持参してください。

（5）死亡したとき

【問合せ先】市民生活部国保年金課 ☎0287-23-8857

5 健康保险

国民健康保险是守卫大家健康的重要制度。一直以来按收入的多少大家一起出钱（税款），目的就是相互帮助，为了使大家在生病或者受伤时享受只负担高额医疗费的一部分。

[关于国民健康保险的加入]

（1）必须加入国民健康保险的人

原则上，在大田原市登记居民的人必须加入国保，但是符合以下任何一项的人不能加入。

- ① 加入了公司等的健康保险
- ② 加入了后期高龄者医疗制度
- ③ 受到了生活保护

（2）关于国民健康保险税

加入国保，就要被征收国保税。国保税的缴纳义务者是户主。即使户主加入了公司等的健康保险，但是如果此户有加入国保的人，也会向户主征收税款。请加入者一定在期日内缴纳国保税。也可以银行转账。

（3）保险补贴

●生病受伤到医院治疗时

区 分		自己负担额	国民保险的补贴额
小学入学前		2 成	8 成
小学入学后 70 岁未満		3 成	7 成
70 岁以上 75 岁未満高龄者	现职者同样收入	3 成	7 成
	上記以外	2 成	8 成

（4）其他补贴

- ・被保险者分娩时 → 一定金额的育儿一次性补贴支付
- ・被保险者死亡时 → 一定金额的殡葬费支付

[退出国民健康保险时]

如有以下情况，必须退出国保，所以请一定在退出日起 14 天以内申报，并且申报时一定退还保险证。

（1）出国时

- ・有拿到再入国的许可后出国时，根据状况的不同有时必须持续加入保险的。请到服务窗口去咨询。

（2）住民登录将要在其他市村时

（3）加入公司的健康保险时

- ・请携带公司或其他机构出具的资格确认书（能够确定个人身份的信息（姓名、出生日期等）和能够确定加入公司等健康保险的日期的资料）。

（4）接受生活保护时

- ・请提示生活保护开始决定通知书。

（5）死亡时

【咨询处】市民生活部国保年金课 ☎0287-23-8857

6 介護保険

介護保険は、高齢の方が寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態や、家事や身支度など日常生活に支援が必要な状態になったときに、介護サービスを受けることができる制度です。

◎加入者と保険料について

介護保険に加入するのは、市内に住所のある 65 歳以上の方（第 1 号被保険者）と 40～64 歳の医療保険加入者（第 2 号被保険者）です。

介護保険被保険者証は、65 歳以上の方と 40～64 歳で要支援・要介護の認定を受けた方にお送りします。

	第 1 号被保険者	第 2 号被保険者
対象者	65 歳以上の方	40 歳～64 歳で医療保険に加入している方
給付の対象者	・寝たきりや認知症などで入浴、排泄、食事などの日常の生活動作について常に介護が必要な方 ・家事や身支度などの日常生活に支援が必要な方	初老期認知症、脳血管疾患など、老化に伴う特定の病気によって介護などが必要となった方
保険料	保険者ごとに基準額が決まり、本人の所得状況や世帯の課税状況に応じて段階別に分かります。	加入している医療保険の算定方法に基づいて設定 ・会社員など被用者の場合 健康保険の加入者は、一般的には標準報酬に介護保険料率をかけて保険料が決まり、給料から天引きされることになります。また、保険料の半分は事業主が負担します。 ・国民健康保険の場合 国民健康保険の加入者は、所得割・均等割により算定されて保険料が決まり、家族分を含めて世帯主に納付していただきます。
保険料の支払い方法	老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が年額 18 万円以上の方は年金から天引きされる。それ以外の方は市に個別に納付書で納付する。	医療保険料と一括して支払い掲載

◎介護サービスを利用したいときには

日常生活において、介護や支援を必要とする方がサービスを利用する場合には要介護認定の申請が必要です。

【問合せ先】保健福祉部高齢者幸福課 ☎0287-23-8927・8678

6 介护保险

介护保险是老年人因卧床不起或认知障碍等处于需要一直护理的状态、或者家务和穿戴装束需要被照料的状态时才能够享受护理服务的制度。

◎关于加入者和保险费

加入介护保险的是住址在市内的 65 岁以上（第 1 号被保险人）和 40～64 岁的医疗保险加入者（第 2 号被保险人）两类人。

介护保险被保险人证，是 65 岁以上者和 40～64 岁者在获得需要支援・需要护理的认定后才发送给本人的。

	第 1 号被保险人	第 2 号被保险人
对象者	65 岁以上者	40～64 岁的医疗保险加入者
支付的对象者	・因卧床不起或认知障碍等，入浴、排泄、饮食等日常生活一直需要护理的人 ・家务及穿戴装束等日常生活需要支援帮助的人	初老期认知障碍、脑血管疾病等随着老化而出现的特定的疾病，根据情况需要护理的人
保险费	按家庭决定基准额，根据本人的收入或家庭赋税状况划分等级	根据加入的医疗保险的计算方法来设定 ・公司职员等被雇用的情况 健康保险加入者，一般是按标准报酬乘以介护保险率的计算方法来决定保险费，从工资里直接扣除，另外，保险费的一半由雇用方负担。 ・国民健康保险的情况 国民健康保险的加入者，根据所得税率・均等税率来决定保险费，由户主来缴纳整个家庭成员的费用
保险费的支付方法	老年（退休）养老金・遗族养老金・残疾养老金的年额在 18 万以上者直接从养老金里扣除，除此之外者拿缴纳单向市里个别缴纳	和医疗保险一包在内支付登载

◎想利用介护服务时

在日常生活方面需要护理或支援的人想利用护理服务时，必须申请需要护理的认定。

【咨询处】保健福祉部高龄者幸福课 ☎0287-23-8927・8678

7 保育所

保育所は児童福祉法に基づき、保護者や同居の親族等が就労などのため、家庭で乳幼児を保育できない保護者に代わって、保育することを目的とした児童福祉施設です。

したがって、「幼児教育のため」「集団生活を経験させるため」「小学校入学準備のため」あるいは「下のこどもの保育に手がかかるため」などの理由では入園の対象にはなりません。

◎保育所等へ入園できる基準（次のいずれかに当てはまる場合）

- (1) 保護者が月 64 時間以上の労働をしている場合
- (2) 出産の前後である場合（産前 2 か月以内、産後 2 か月以内とします。）
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有している場合
- (4) 長期にわたり疾病の状態にあるか又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護している場合
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
- (6) 求職活動を継続的に行っている場合（有効期間は 90 日程度とします。）
- (7) 就学（職業訓練校等含む）している場合
- (8) 虐待・DV のおそれがある場合

【市内保育所等一覧】

種別	施設名	保育年齢	所在地	電話 (0287)
私・保育所	みはら保育園	6 か月～	美原 1-17-16	23-3882
私・保育所	保育園チャイルド	6 週～	親園 2044-5	28-7320
私・保育所	保育園ベビーエンゼル	2 か月～	若松町 3-30	22-8834
私・保育所	おおたわら保育園	8 週～	住吉町 1-12-29	24-6616
私・保育所	かねだ保育園	6 か月～	中田原 1285-2	22-2255
私・保育所	ひかり のざき保育園	6 か月～	薄葉 1717-2	46-5100
私・保育所	ひかり保育園	6 か月～2 歳児	山の手 2-19-1	46-5522
私・保育所	くろばね保育園	6 か月～	堀之内 641-1	59-7055
私・保育所	ゆづかみ保育園	6 か月～	湯津上 3724-1	98-8101
公・保育所	しんとみ保育園	6 か月～	新富町 3-6-8	22-2402

7 保育园

保育园是根据儿童福祉法，为了使家长以及同居的家人能够就业，以保育为目的代替保育其不能在家照料的乳幼儿的儿童福祉设施。

因此，“为了幼儿教育”、“为了体验集团生活”、“为了学前准备”或者“为了照料其弟妹”等的理由是不能够作为入园的对象的。

◎保育园等入园可能的基准（以下事项任何一项适合时）

- （1）家长月工作 64 小时以上的
- （2）分娩前后（产前 2 个月以内，产后 2 个月以内）
- （3）患有疾病，或是受伤、精神障碍或是有残疾
- （4）长期疾病的状态，或是有精神障碍或身体残疾的家属需要随时照顾
- （5）正值震灾、风水灾害、火灾等其他灾害的修复时
- （6）持续进行求职时（有效期间定为 90 天左右）
- （7）就学时（包含职业训练校在内）
- （8）可能有虐待・DV 的倾向

【市内保育园等一览表】

类别	设施名称	保育年龄	地址	电话
私立・保育园	美原保育园	6 个月～	美原 1-17-16	0287-23-3882
私立・保育园	保育園孩童	6 周～	亲园 2044-5	0287-28-7320
私立・保育园	保育園婴儿一天使	2 个月～	若松町 3-30	0287-22-8834
私立・保育园	大田原保育园	8 周～	住吉町 1-12-29	0287-24-6616
私立・保育园	金田保育园	6 个月～	中田原 1285-2	0287-22-2255
私立・保育园	光 野崎保育园	6 个月～	薄叶 1717-2	0287-46-5100
私立・保育园	光保育园	6 个月～2 岁	山之手 2-19-1	0287-46-5522
私立・保育园	黒羽保育园	6 个月～	堀之内 641-1	0287-59-7055
私立・保育园	湯津上保育园	6 个月～	汤津上 3724-1	0287-98-8101
公立・保育园	新富保育园	6 个月～	新富町 3-6-8	0287-22-2402

種別	施設名	保育年齢	所在地	電話 (0287)
私・認定 こども園	認定こども園黒羽幼稚園 (幼保連携型)	1号 満3歳～	蜂巢 10-27	54-0471
		2・3号 6か月～		
私・認定 こども園	野崎幼稚園認定こども園 (幼稚園型)	1号 満3歳～	薄葉 2228	29-0959
		2・3号 10か月～		
私・認定 こども園	国際医療福祉大学 金丸こども園 (幼保連携型)	2・3号 6か月～	北金丸 1863-101	48-6610
私・認定 こども園	認定こども園 なでしこ幼稚園 (幼稚園型)	1号 満3歳～	小滝 1179-2	23-3741
		2・3号 10か月～		
私・認定 こども園	聖家幼稚園 認定こども園 (幼稚園型)	1号 満3歳～	中央 1-5-10	22-3224
		2号 3歳～		
私・認定 こども園	認定こども園 ひかり幼稚園 (幼稚園型)	1号 満3歳～	山の手 2-11-13	23-5533
		2号 6か月～		
私・認定 こども園	認定こども園 ふたば幼稚園 (幼保連携型)	1号 満3歳～	元町 1-1-36	22-5555
		2・3号 6か月～		
私・小規模	あさか保育園	6か月～1歳児	浅香 1-3542-215	22-0151
私・小規模	ひかり うすば保育園	6か月～1歳児	薄葉 1998-111	29-1855
私・小規模	ポッポどおり保育園	3か月～2歳児	紫塚 1-3-21 紫塚レジデンス 1-6	46-5800
私・小規模	大田原ベリーズ保育園	3か月～2歳児	浅香 2-3393-4	22-6150
私・小規模	保育所みらい	3か月～2歳児	若松町 1650-434	24-1177
私・小規模	にじいろ保育園	3か月～2歳児	末広 2-7-23	53-7222

【問合せ先】保健福祉部保育課 ☎0287-23-8769

类别	设 施 名 称	保育年龄	地 址	電 話
私立・认定 孩童园	认定孩童园黑羽幼儿园 (幼保連携型)	1号 满3岁～	蜂巢 10-27	0287-54-0471
		2・3号 6个月～		
私立・认定 孩童园	野崎幼儿园认定孩童园 (幼儿园型)	1号 满3岁～	薄叶 2228	0287-29-0959
		2・3号 10个月～		
私立・认定 孩童园	国际医疗福祉大学 金丸孩童园 (幼保連携型)	2・3号 6个月～	北金丸 1863-101	0287-48-6610
私立・认定 孩童园	认定孩童园 抚子幼儿园 (幼儿园型)	1号 满3岁～	小滝 1179-2	0287-23-3741
		2・3号 10个月～		
私立・认定 孩童园	圣家幼儿园 认定孩童园 (幼儿园型)	1号 满3岁～	中央 1-5-10	0287-22-3224
		2号 3岁～		
私立・认定 孩童园	认定孩童园 光幼儿园 (幼儿园型)	1号 满3岁～	山之手 2-11-13	0287-23-5533
		2号 6个月～		
私立・认定 孩童园	认定孩童园 双叶幼儿园 (幼保連携型)	1号 3岁～	元町 1-1-36	0287-22-5555
		2・3号 6个月～		
私立・小规模	浅香保育园	6个月～1岁	浅香 1-3542-215	0287-22-0151
私立・小规模	光 薄叶保育园	6个月～1岁	薄叶 1998-111	0287-29-1855
私立・小规模	噗噗路保育园	3个月～2岁	紫塚 1-3-21 紫塚住宅 1-6	0287-46-5800
私立・小规模	大田原伯利兹保育园	3个月～2岁	浅香 2-3393-4	0287-22-6150
私立・小规模	保育所未来	3个月～2岁	若松町 1650-434	0287-24-1177
私立・小规模	虹色保育园	3个月～2岁	末広 2-7-23	0287-53-7222

【咨询处】保健福祉部保育课 ☎0287-23-8769

8 学校

外国籍のお子さんも、大田原市の小中学校（日本の小中学校）に入学し学ぶことができます。入学を希望する場合は、住民登録をした上で学校教育課へお問合せください。

◎入学の手続きは、次のとおりです。

- (1) 住民登録
- (2) 教育委員会へ就学の届出
※学校教育課の窓口へお越しください。
※お子さんの在留カードを持参してください。
- (3) 就学時健康診断の実施
※受診対象は、翌年の4月に小学校に入学するお子さんです。
※入学前年の9～11月に実施（自宅に受診案内を郵送します。）
- (4) 教育委員会から入学先小中学校への連絡（入学先学校の決定）

●大田原市立小中学校一覧

小学校	電話番号
大田原小学校	0287-23-3171
西原小学校	0287-22-2877
紫塚小学校	0287-22-2586
親園小学校	0287-28-1009
宇田川小学校	0287-28-1001
市野沢小学校	0287-22-2452
奥沢小学校	0287-22-3210
金丸小学校	0287-22-3209
羽田小学校	0287-22-2683
薄葉小学校	0287-29-0044
石上小学校	0287-29-0235
佐久山小学校	0287-28-0024
湯津上小学校	0287-98-3737
川西小学校	0287-54-0047
黒羽小学校	0287-54-0109
須賀川小学校	0287-57-0012
両郷中央小学校	0287-59-0009

中学校	電話番号
大田原中学校	0287-23-3161
若草中学校	0287-22-5151
親園中学校	0287-28-1014
金田北中学校	0287-22-2482
金田南中学校	0287-22-3205
野崎中学校	0287-29-0019
湯津上中学校	0287-98-2009
黒羽中学校	0287-59-1025

【問合せ先】大田原市教育委員会学校教育課 ☎0287-23-3124

8 学校

外国籍的孩子们也可以到大田原市的中小学校（日本的中小学校）上学的。想要到学校去上学时，事先要办理好住民登记，然后去学校教育课咨询。

◎入学手续按照以下所记

（1）住民登录

（2）到教育局提交就学申请

※请到学校教育课窗口。

※请携带好您的孩子的在留卡。

（3）就学儿童健康检查的实施

※接受检查的对象只是下一年4月将升入小学的孩子。

※入学前年度的9~11月之间进行（接受检查的通知书将会邮寄到您家里）

（4）由教育局联络入学学校（决定入学学校）

● 大田原市立中小学一览

小学校	电话号码
大田原小学校	0287-23-3171
西原小学校	0287-22-2877
紫塚小学校	0287-22-2586
亲园小学校	0287-28-1009
宇田川小学校	0287-28-1001
市野泽小学校	0287-22-2452
奥泽小学校	0287-22-3210
金丸小学校	0287-22-3209
羽田小学校	0287-22-2683
薄叶小学校	0287-29-0044
石上小学校	0287-29-0235
佐久山小学校	0287-28-0024
汤津上小学校	0287-98-3737
川西小学校	0287-54-0047
黑羽小学校	0287-54-0109
须贺川小学校	0287-57-0012
两乡中央小学校	0287-59-0009

中学校	电话号码
大田原中学校	0287-23-3161
若草中学校	0287-22-5151
亲园中学校	0287-28-1014
金田北中学校	0287-22-2482
金田南中学校	0287-22-3205
野崎中学校	0287-29-0019
汤津上中学校	0287-98-2009
黑羽中学校	0287-59-1025

【咨询处】大田原市教育委员会学校教育课 ☎0287-23-3124

9 ごみ

ごみは正しく分別し、決められた日の朝 8 時 30 分までに指定のごみステーションに出してください。ごみの収集日は地区ごとに決められているので、生活環境課へお問合せください。

●ごみの分け方と出し方

分別の種類		ごみを出す方法
資源ごみ	ビン類	ステーションに置かれている下記 3 種類のコンテナへ ・「青色のコンテナ」 …無色透明ビン ・「茶色のコンテナ」 …茶色ビン ・「緑色のコンテナ」 …その他のビン
	ガラス類	指定袋（緑色）によりステーションへ
	かん類	指定袋（黄色）によりステーションへ ※ガス缶、金属製のキャップ等は「もやせないごみ」へ
	新聞	ひもで十字に縛り、ステーションへ （指定袋に入れる必要はありません）
	雑誌類	
	段ボール	
	紙パック	
	ペットボトル	指定袋（透明で黒字）によりステーションへ ※キャップとラベルは「容器包装プラスチック」に出し、中身を洗い流してからつぶさずに、指定袋に入れてください。
	発泡スチロール製 白色トレイ	指定袋（透明で茶色字）によりステーションへ ※色や柄がついているトレイは「容器包装プラスチック」へ
	もやせないごみ	指定袋（透明で青字）によりステーションへ ※ガス缶やスプレー缶は、中身を使い切ってから出してください。 中身及びガス抜きは、火気のない屋外の風通しのよい場所で行ってください。（穴を空ける必要はありません）
	電池類 （乾電池、ボタン電池、小型充電式電池など）	透明のビニール袋によりステーションへ ※ごみステーションに出せる充電電池の大きさの上限は、手のひらにのるサイズを目安とします。 ※ボタン電池、コイン電池、端子がむき出しの充電電池は、端子にテープを貼るなどの絶縁処理をしてください。
	容器包装プラスチック	20～45L 程度の大きさの透明のビニール袋によりステーションへ ※汚れや臭いがとれないものやプラマークの表示がないプラスチック、梱包用発泡スチロールは「もやせるごみ」へ。
もやせるごみ		指定袋（灰色で赤字）によりステーションへ
粗大ごみ（有料）		「広域クリーンセンター大田原」へ直接搬入 又は予約による戸別収集（生活環境課）

【問合せ先】市民生活部生活環境課（廃棄物対策係） ☎0287-23-8706

9 垃圾

请将垃圾进行正确的分类后，在指定日的早上 8 点半拿到指定的垃圾站处。垃圾的回收日根据地区来进行分化的，不明之处请向生活环境课咨询。还有，请在垃圾袋上记入自己的名字。

●垃圾丢弃时的分类方法

分别种类		垃圾丢弃方法
资源垃圾	瓶子类	装入放在垃圾站的 3 个种类的集装箱里 ・「 蓝色的集装箱 」…无色透明瓶子 ・「 茶色的集装箱 」…茶色瓶子 ・「 绿色的集装箱 」…其他的瓶子
	玻璃类	装入指定袋（绿色透明袋）放到垃圾站
	罐类	装入指定袋（黄色透明袋）放到垃圾站 ※气体罐，金属类的盖子等要放入「不可燃垃圾」之处
	报纸	用绳子十字捆绑好放到垃圾站 （不需要装入指定袋）
	杂志类	
	纸板箱类	
	纸盒	
	塑料瓶	使用指定袋（透明色袋黑字）放到垃圾站 ※盖子和标签归属「塑料容器和包装类」，塑料瓶的里面洗净后不用压平直接装入指定的垃圾袋里。
	泡沫苯乙烯制白色托盘	装入指定袋（透明茶色字的袋子）放到垃圾站 ※带有颜色和图案的托盘要放到「塑料容器和包装类」处
	不可燃垃圾	装入指定袋（透明茶色字的袋子）放到垃圾站 ※气体罐及喷雾罐，请用完以后再丢。 清除管理装的东西及气体时，请在室外没有火花的通风处进行。（不必打孔）
	电池类 （干电池、纽扣电池、小型充电式电池等）	装入指定袋或指定袋以外的透明塑料袋里之后放到垃圾站处 ※可以放到垃圾站的充电式电池的大小，上限为可放在手掌上的尺寸。 ※纽扣电池、硬币电池、端子外露的充电式电池，请在端子上贴上胶带等进行绝缘处理。
可燃垃圾		请装入 20L～45L 左右的透明塑料袋中放到垃圾站 ※无法去除污垢或异味以及没有塑料标记的塑料物品、包装用泡沫塑料请放到“可燃垃圾”处。
大型垃圾（要交费）		放入指定袋（灰色红字）放到垃圾站
		直接搬到「广域清洁中心大田原」 也可以事先预约个别回收（生活环境课）

【咨询处】市民生活部生活环境课（废弃物对策担当） ☎0287-23-8706

10 犬を飼うとき

犬を飼うには登録等の申請や、狂犬病予防注射の接種などの手続きが必要です。

◎登録等の申請

(1) 新規登録（生後 91 日以上の犬を新たに飼う場合）

○登録申請に必要な事項

- ・犬の所有者の住所氏名及び電話番号
- ・犬の種類、性別、生年月日、名前、毛色、体格
- ・登録にかかる手数料 3,000 円

※新規登録は栃木県獣医師会会員の動物病院でも申請できます。

(2) 変更届（登録済みの犬の転入および転出や所有者の変更等）

○申請に必要な事項

①所有者および犬の転入の場合（犬のみの転入を含む）

- ・犬の所有者の住所氏名電話番号
- ・犬の種類、性別、年齢、毛色
- ・所有者の前住所
- ・前住所地で発行された鑑札（ない場合は登録番号がわかるもの）

②所有者の変更

- ・前所有者の住所、氏名、電話番号
- ・鑑札（登録番号がわかるもの）

(3) 死亡届

○死亡届に必要な事項

- ・犬の所有者の住所氏名及び電話番号
- ・犬の名前、死亡年月日
- ・鑑札の返却

◎狂犬病予防注射

(1) 集合注射の場合

○市では毎年 4 月に各地区において、狂犬病予防注射の受付を行っています。登録済みの所有者にはハガキでお知らせしています。

(2) 動物病院等で接種する場合

○集合注射で接種できない場合は、お近くの動物病院で注射をしてください。

①栃木県獣医師会会員の動物病院の場合、注射済票の交付が受けられます。

②それ以外の病院等の場合は、証明書が発行されますので、証明書を持参して市役所で注射済票の交付手続きを行ってください（手数料 550 円）。

◎そのほか、鑑札や注射済票を無くしてしまった場合や犬を飼えなくなってしまった場合は、生活環境課へお問合せください。

【問合せ先】市民生活部生活環境課（生活交通係） ☎0287-23-8832

1 0 饲养狗时

饲养狗时必须办理的手续是，登录申请、狂犬病预防注射疫苗等。

◎登录等的申请

(1) 新登录（饲养生后 91 天以上的狗时）

○必要申请事项

- ・狗的拥有者的住址、氏名及电话号码
- ・狗的种类、性别、出生年月日、名字、毛色、身体状态
- ・登录手续费 3000 日元

※新登录时在所属栃木县兽医会会员的动物医院也可以办理。

(2) 变更申请（已登录过的狗的转入和转出、拥有者的变更等）

○必要申请事项

①拥有者和狗转入时（包括只有狗的转入）

- ・狗的拥有者的住址、氏名及电话号码
- ・狗的种类、性别、年龄、毛色
- ・拥有者以前的住址
- ・以前所住地发行的许可证（没有时能够证明登录号码的资料也可以）

②拥有者的变更

- ・前任拥有者的住址、氏名及电话号码
- ・许可证（能够证明登录号码的资料）

(3) 死亡申请

○必要申请事项

- ・狗的拥有者的住址、氏名及电话号码
- ・狗的名字，死亡年月日
- ・许可证的返还

◎狂犬病预防注射

(1) 集合注射时

○市里每年 4 月在市内各区进行狂犬病预防的注射。

施行日期用明信片通知已登录的拥有者。

(2) 到动物医院去接种时

○市里的集合接种不能参加时，请到附近的动物医院去接受接种。

①如果是栃木县兽医会会员的动物医院就可以领取到已接受接种的证明书。

②在此外的医院进行接种后，请拿着接种证明到市役所领取已接种的证明书。

（手续费 550 日元）

◎其他，如许可证、已接受接种的证明书丢失时，或不能够继续饲养狗时，请到市生活环境课咨询。

【咨询处】市民生活部生活环境课（生活交通担当） ☎0287-23-8832

11 火事・救急・救助

火事、救急、救助の助けが必要なときは、慌てずに次のとおり行動してください。わからないときは、近くにいる人にすぐに助けを求めたり、連絡をたのんだりしましょう。

◎消防署への連絡（火事、ケガや病気、救助）

（1）火事の場合

- ・電話番号☎119 に電話し「火事です」と教えてください。
- ・火事の場所、何が燃えているか、逃げ遅れた人がいるか など状況を伝えてください。

（2）ケガや病気の場合

- ・電話番号☎119 に電話し「ケガです」または「病気です」と教えてください
- ・救急車に来て欲しい場所、ケガ人・病人の年齢、ケガの状況、病人の様子 など状況を伝えてください

（3）救助の場合

- ・電話番号☎119 に電話し「救助です」と教えて状況を教えてください
- ・救助に来て欲しい場所、何の救助か、何人の救助が必要か など状況を伝えてください

◎警察への連絡（事件や事故）

電話番号☎110 に電話し

- ①事案（交通事故、盗難等）を教えてください
- ②現在地（住所、目標物）を教えてください
- ③発生時間（いま、○分前）を教えてください
- ④犯人の情報（人数、服装、逃走方向、犯行車両のナンバー等）を教えてください
- ⑤その他の情報（名前、住所、電話番号、負傷の程度等）を教えてください

【問合せ先】大田原消防署 ☎0287-28-5100

大田原警察署 ☎0287-24-0110

1 1 火灾・急救・救助

当您遇到火灾或是需要急救、救助方面的帮助时，请不要惊慌并按照如下说明做出对应。如果不知道该怎么去做，就马上向附近的人求助，请求帮助联系。

◎联系消防部门（火灾、受伤或生病、救助）

(1)发生火灾时

- ・请拨打电话☎119，并告知是“火灾”。
- ・请告知情况，包括火灾发生的地点，燃烧的是什么，是否还有未来得及逃脱的人等。

(2)受伤或生病时

- ・请拨打电话☎119，并告知是“受伤”或是“生病”。
- ・请告知情况，包括希望救护车到达的地点、伤者或病人的年龄、受伤的状况、病人的状态等。

(3)希望得到救助时

- ・请拨打电话☎119，并告知“需要救助”，诉说情况。
- ・请告知救助的地点，需要什么样的救助，需要救助多少人等情况。

◎报警（事件或事故）

拨打电话☎110

- ① 请告知事件的性质（例如：交通事故、被盗等）
- ② 请告知当前所在地（地址、目标物）
- ③ 请告知事件发生的时间（现在、○分钟前）
- ④ 请告知犯人信息（人数、衣着、逃走方向、涉事车辆车牌号等）
- ⑤ 请告知其他信息（姓名、地址、电话号码、受伤程度等）

【咨询处】 大田原消防署 ☎0287-28-5100

大田原警察署 ☎0287-24-0110

12 防災

災害が起きたときに正確な判断ができるよう、緊急時の家族との連絡方法や避難所の確認をおきましょう。また、非常時のために備蓄品を用意しておきましょう。

- (1) 地震が起きた場合は、慌てずに次の行動をとってください。
 - ・火器を使っていたらすぐに消してください。
 - ・窓やドアを1か所開けて、避難用の出口を確保してください。
 - ・本棚や食器棚などの倒れやすいものから離れて、机などの下にもぐり身を守りながら揺れがおさまるのを待ちましょう。
- (2) 台風が起きた場合は次のとおり注意してください。
 - ・台風が近づくと強い風雨が発生しますので、風で飛ばされそうなものは家に入れておきましょう。また、家の雨戸やシャッターを閉めて、ラジオやテレビなどで台風の情報に注意してください。
 - ・強い風雨が起きているときに外出していると、倒木や壊れた傘が飛んでくるなどの危険があるので、建築物の中に避難してください。
 - ・集中豪雨が起きているときは、川の水がはん濫し洪水が発生する場合があります。大変危険ですので、川の近くに近寄らないように気をつけてください。また、山の近くなど傾斜が多い地域では土砂災害が起きる恐れがありますので、近づくのは控えてください。
- (3) 避難指示等について
 - ・災害が発生しているとき、又は発生する恐れがあるときは、人命を守るために避難指示等が発令されることがあります。
 - ・避難指示等が発令された際には、避難が必要な方は慌てずに開設されている避難所に向かってください。
 - ・避難所の開設情報はよいちメールや大田原市の各種 SNS アカウト（Facebook、X、LINE）を中心に発信を行いますので、よいちメールや大田原市の各種 SNS アカウトへのご登録をお願いいたします（主な避難所は次のページをご覧ください）。

【問合せ先】総合政策部危機管理課 ☎0287-23-1115

1 2 防灾

为了在发生灾害时能够做出正确的判断，事先同家人决定好紧急时的联络方法。还有，事先准备一些紧急时所需的必备品。

(1) 发生地震时不要惊慌，请按照以下所记行动

- 如果有使用火器请关掉。
- 请把窗户或门打开一处，确保避难出口。
- 请离开容易倒下的书架、餐具柜等，躲在桌子下面等晃动停止为止。

(2) 当台风发生时请注意以下所记内容

- 在台风到来之前会有强大的风雨发生，所以把容易被风吹跑的东西拿到屋子里面。还要关好家里的滑窗和遮挡门，通过广播或电视来了解关于台风的情报。
- 在暴风雨发生的时候外出时，也许会遇到树被刮倒或坏掉的雨伞被风刮飞等危险的事情、请到建筑物里避难。
- 集中性的暴雨发生时，会使河水泛滥发大水。非常的危险，所以一定注意不要靠近河岸。还有，山的附近等斜面较多的地方土砂滑坡的可能性较大，尽量控制不要到附近去。

(3) 关于避难指示等

- 灾害发生时，或可能会有灾害发生时，为了确保大家的生命安全，可能会发布避难指示等。
- 当发布了避难指示等时，需要避难的人不要惊慌，请前往开设的避难所。
- 避难所的开设信息主要通过<与一电子邮件>以及大田原市的各种 SNS 账号 (Facebook、X、LINE) 进行发送，因此请大家注册<与一电子邮箱>以及大田原市的各种 SNS 账号（主要避难所请参阅下一页）。

【咨询处】综合政策部危机管理课 ☎0287-23-1115

●各地区の主な指定避難所

No.	名称	所在地	備考
1	大田原東地区公民館	若草 1-1287-1	
2	大田原西地区公民館	浅香 3-3578-747	水害時には2階を使用
3	金田北地区公民館	市野沢 1988-1	
4	金田南地区公民館	南金丸 1870-5	
5	親園農村環境改善センター	花園 1973	親園地区公民館と同施設
6	野崎研修センター	野崎 2-26-2	野崎地区公民館と同施設
7	佐久山地区公民館	佐久山 2287-1	
8	ふれあいの丘	福原 1411-22	体育館を使用
9	湯津上農村環境改善センター	湯津上 5-776	湯津上地区公民館と同施設
10	黒羽・川西地区公民館	黒羽田町 848	水害時には2階を使用
11	両郷地区コミュニティセンター	中野内 773	両郷地区公民館と同施設
12	黒羽農業構造改善センター	須佐木 53	須賀川地区公民館と同施設

●各地区主要指定避难所

No	名 称	所在地	备注
1	大田原东地区公民馆	若草 1-1287-1	
2	大田原西地区公民馆	浅香 3-3578-747	水灾时使用 2 楼
3	金田北地区公民馆	市野沢 1988-1	
4	金田南地区公民馆	南金丸 1870-5	
5	亲园农村环境改善中心	花园 1973	与亲园地区公民馆为同一设施
6	野崎研修中心	野崎 2-26-2	与野崎地区公民馆为同一设施
7	佐久山地区公民馆	佐久山 2287-1	
8	交流互动之丘	福原 1411-22	使用体育馆
9	汤津上农村环境改善中心	汤津上 5-776	与汤津上地区公民馆为同一设施
10	黑羽・川西地区公民馆	黑羽田町 848	水灾时使用 2 楼
11	两乡地区社区活动中心	中野内 773	与两乡地区公民馆为同一设施
12	黑羽农业构造改善中心	须佐木 53	与须贺川地区公民馆为同一设施

13 主な公共施設

●大田原市役所の主な業務

No.	課名	主な業務	電話番号	場所
1	総務課（代表）	市の問合せ窓口	0287-23-1111	本庁舎 6 階
2	情報政策課	大田原市広報、市ホームページ	0287-23-8700	本庁舎 6 階
3	危機管理課	防災対策、防犯関係、 放射性物質汚染対策	0287-23-1115	本庁舎 3 階
4	税務課	税証明書関係、市県民税・固定資産 税（都市計画税）・軽自動車税関 係、税の徴収関係	0287-23-8785 0287-23-8703	本庁舎 2 階
6	健康政策課	保健事業、休日急患診療所、 予防接種、健康診査、健康相談	0287-23-8704	本庁舎 3 階
7	福祉課	民生委員、生活保護関係、 障害者の相談・支援関係	0287-23-8707	本庁舎 3 階
8	こども支援課	児童虐待、ひとり親支援、 妊娠・育児関係、 こどもの手当関係、医療費助成	0287-23-8932	本庁舎 3 階
9	保育課	保育所関係・学童関係	0287-23-8769	本庁舎 3 階
10	高齢者幸福課	介護保険	0287-23-8678	本庁舎 3 階
11	国保年金課	国民健康保険	0287-23-8857	本庁舎 2 階
12	市民課	住民登録、出生届、転入転出届、 転居届、印鑑登録関係	0287-23-8705	本庁舎 2 階
13	生活環境課	ごみ収集（廃棄物対策係） 犬の登録関係（生活交通係）	0287-23-8706 0287-23-8832	本庁舎 2 階
14	建築住宅課	市営住宅関係	0287-23-8724	本庁舎 5 階
15	上下水道課	水道給水、停止関係	0287-23-8713	本庁舎 5 階
16	教育総務課	教育委員会、奨学金	0287-23-3111	本庁舎 4 階
17	学校教育課	児童・生徒の就学、転入学	0287-23-3124	本庁舎 4 階

1 3 主要的公共设施

●大田原市役所的主要业务

Nº	课 名	主要业务	电话号码	
1	总务课（代表）	市的咨询窗口	0287-23-1111	本官厅 6 楼
2	情报政策课	大田原市广告 市设电子网页	0287-23-8700	本官厅 6 楼
3	危机管理课	防灾对策 防犯关系 放射性物质污染对策	0287-23-1115	本官厅 3 楼
4	税务课	税证明文书关系、市县民税・固定资 产税（城市规划税）・小型汽车税、 税的征收关系	0287-23-8785 0287-23-8703	本官厅 2 楼
6	健康政策课	保健事业・假日急诊所 预防接种・体检、健康咨询	0287-23-8704	本官厅 3 楼
7	福祉课	民生委员・生活保护关系 残疾者咨询处・支援关系	0287-23-8707	本官厅 3 楼
8	儿童支援课	儿童虐待、单亲支援 妊娠・育儿关系 儿童补贴・医疗费资助	0287-23-8932	本官厅 3 楼
9	保育课	保育园关系・学童关系	0287-23-8769	本官厅 3 楼
10	高龄者幸福课	介护关系	0287-23-8678	本官厅 3 楼
11	国保年金课	国民健康保险	0287-23-8857	本官厅 2 楼
12	市民课	住民登记・出生申报・迁入迁出申请 迁居申报・印章登录关系	0287-23-8705	本官厅 2 楼
13	生活环境课	垃圾回收（废弃物对策担当）・狗的 登记关系（生活交通担当）	0287-23-8706 0287-23-8832	本官厅 2 楼
14	建筑住宅课	市营住宅关系	0287-23-8724	本官厅 5 楼
15	水道课	水道给水・停止关系	0287-23-8713	本官厅 5 楼
16	教育总务课	教育委员会・奖学金	0287-23-3111	本官厅 4 楼
17	学校教育课	儿童・生徒的就学，转入学	0287-23-3124	本官厅 4 楼

●大田原市内の主な施設

No.	名称	主な業務・役割	電話番号	住所
1	大田原消防署	火災、救急、救助業務	0287-28-5100	中田原 868-12
2	大田原警察署	盗難、犯罪、交通事故対応	0287-24-0110	紫塚 1-1-4
3	大田原郵便局	郵便集配機関	0287-22-2301	新富町 1-9-8
4	栃木県県北健康福祉センター	公衆衛生の向上・増進を図るための栃木県の施設	0287-22-2257	住吉町 2-14-9
5	那須赤十字病院	栃木県北部の中核医療機関	0287-23-1122	中田原 1081-4
6	広域クリーンセンター大田原	廃棄物の処理	0287-20-2270	若草 1-1484-2
7	那須野農業協同組合 アグリセンター大田原	農業生産力の増進と農業者の経済的・社会的地位の向上を図るための協同組織	0287-28-1130	親園 807
8	大田原国際交流会	諸外国の人達との文化交流や親善交流を通して友達の輪を広げている市民ボランティア団体	0287-22-5353	本町 1-2716-5 生涯学習センター
9	黒羽国際交流会	住民の国際交流・国際協力・国際理解をする機会の創出	0287-54-1105	黒羽向町 2

●その他の施設

No.	名称	主な業務	電話番号	住所
1	東京出入国在留管理局 宇都宮出張所	入管・在留審査一般	028-600-7750	宇都宮市小幡 2-1-11 宇都宮総合法務庁舎 1 階
2	栃木県行政書士会 電話相談	入管手続に関する相談窓口	028-638-0919	宇都宮市西一ノ沢町 1-22
3	外国人技能実習機構 (9 言語)	入管手続に関する相談窓口	03-3453-8000	※コールセンター
4	法テラス (10 言語)	身分関係・結婚・離婚 雇用・労働に関する相談窓口	0570-078377	※コールセンター
5	とちぎ労働局外国人労働者相談コーナー	雇用・労働に関する相談窓口 (4 言語)	028-634-9115	宇都宮市曙町 1-4 宇都宮第二地方合同庁舎 4 階

※受付日時などは、直接行く前に、必ず電話などで確認してください。

●大田原市内的主要设施

No	名 称	主要的业务担当分配	电话号码	地 址
1	大田原消防署	火灾・急救・救助业务	0287-28-5100	中田原 868-12
2	大田原警察局	盗难・犯罪・交通事故处理	0287-24-0110	紫塚 1-1-4
3	大田原邮局	邮件递送机关	0287-22-2301	新富町 1-9-8
4	栃木县县北健康福祉中心	策划增进公共卫生的改善 栃木县的设施・	0287-22-2257	住吉町 2-14-9
5	那须红十字医院	栃木县北部的中核医疗机关	0287-23-1122	中田原 1081-4
6	大田原广域清洁中心	废弃物的处理	0287-20-2270	若草 1-1484-2
7	那须野农业协同组合 农业中心大田原	是策划农业生产力增进和农业者的经济地位社会地位向上发展的协同组织。	0287-28-1130	亲园 807
8	大田原国际交流会	是市民组织的义务团体。通过与来自世界各国的外国人的文化交流，亲善交流来扩展友情的网。	0287-22-5353	本町 1-2716-5 大田原市生涯学习中心内
9	黑羽国际交流会	创造居民的国际交流・国际协力・国际理解的机会	0287-54-1105	黑羽向町 2

●其他设施

No	名 称	主 要 业 务	电话号码	地 址
1	东京入国管理局 宇都宫出張所	入国管理局・在留审查一般	028-600-7750	宇都宫市小幡 2-1-11 宇都宫法務総合官庁
2	栃木县行政书士会 电话咨询	入国管理局手续关联咨询窗口	028-638-0919	宇都宫市西一ノ沢 町 1-22
3	外国人技能实习机构 (9 种语言)	入国管理局手续关联咨询窗口	03-3453-8000	※电话中心
4	法律平台 (10 种语言)	身份关系・结婚・离婚 雇佣・劳动关联咨询窗口	0570-078377	※电话中心
5	栃木劳动局外国人劳动者咨询专栏	雇佣・劳动关联咨询窗 (4 种语言)	028-634-9115	宇都宫市曙町 1-4 宇都宫市第二地方 合同官庁 4 楼

※受理日期和时间等，请一定在去之前通过电话等确认一下。

